

山形県建築関係建設コンサルタント業務に係る プロポーザル方式に基づく受託者選定要領

(趣旨)

第1条 本要領は、山形県建築関係建設コンサルタント業務受託者選定要領に基づくプロポーザル方式に係る受託者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(参加表明書及び技術資料（以下「参加表明書等」という。）の提出)

第2条 知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規定（昭和28年12月県訓令第49号）

第4条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）は、技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書等」という。）の提出を求めるものとする。

2 参加表明書等の提出期限は、原則として第5条の募集要領の交付を開始した日の翌日から起算して10日とするものとする。

(参加表明書等の内容)

第3条 参加表明書等には、当該業務の特性に応じて契約担当者が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- 一 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく登録状況等
- 二 保有する技術職員の状況
- 三 同種又は類似の業務の実績
- 四 当該業務の実施体制
- 五 その他契約担当者が必要と認める事項

(手続開始の公示)

第4条 契約担当者は、参加表明書等の提出を求める場合には、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）がWTO政府調達協定の基準額以上となる業務については、山形県公報に次に掲げる事項を公示するものとする。また、設計金額がWTO政府調達協定の基準額未満の業務については、インターネットに次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 業務名、業務内容及び履行期間
- 二 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための評価基準
- 三 最優秀者及び優秀者（以下「最優秀者等」という。）を特定するための評価基準
- 四 担当部局
- 五 募集要領の交付期間及び交付場所等
- 六 参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法
- 七 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- 八 手続において使用する言語及び通貨
- 九 契約書作成の要否
- 十 関連情報を入手するための照会窓口
- 十一 その他契約担当者が必要と認める事項

2 前項の公示において、設計金額がW T O政府調達協定の基準額以上となる業務については、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- 一 業務名
- 二 参加表明書等及び技術提案書の提出期限
- 三 募集要領を入手するための照会窓口

(募集要領の交付)

第5条 前条の手続開始の公示後速やかに、第2項に掲げる事項を記載した募集要領の交付を開始するものとする。

2 募集要領には、前条第1項（第5号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 業務の詳細な説明
- 二 参加表明書等及び技術提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先
- 三 募集要領に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
- 四 その他契約当事者が必要と認める事項

3 前項に掲げるもののほか、募集要領において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- 一 技術提案書を提出する建築関係建設コンサルタント等が、他の建築関係建設コンサルタント等の協力を得て、又は、学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合は、技術提案書にその旨を明記させること
- 二 技術提案書に関するヒアリングを開催すること。また、ヒアリングの出席者は管理技術者と各担当主任技術者を含む4名以内とすること。なお、原則として、代理は認めないこと
- 三 提出期限までに参加表明書等が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないこと
- 四 参加表明書等及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とすること
- 五 参加表明書等及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等又は技術提案書が無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること
- 六 提出された参加表明書等及び技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならないこと
- 七 提出された参加表明書等及び技術提案書は、返却しないこと
- 八 提出された参加表明書等及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特典以外に提出者に無断で使用しないこと
- 九 参加表明書等の評価点と技術提案書の評価点の合計点が最上位である者から提出された技術提案書をインターネットにより公開すること
- 十 提出期限以降における参加表明書等、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めないこと。また、参加表明書等及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、変更することはできないこと

(技術提案書の提出者の選定)

第6条 契約当事者は、第4条の手続開始の公示及び前条第1項の募集要領において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための評価基準に基づき、参加表明書等を提出した者の審査を行い、参加表明書等を提出した者のうち、評価

の合計点の高いものから技術提案書の提出者を、設計金額がWTO政府調達協定の基準額以上となる業務については5者程度、設計金額がWTO政府調達協定の基準額未満の業務については3者程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出を要請するものとする。

- 2 設計金額がWTO政府調達協定の基準額以上となる業務については、前項の通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として、40日間以上とするものとする。
- 3 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、第3条に掲げる事項について定めるものとする。

（非選定理由の説明）

第7条 契約担当者は、参加表明書等を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して、設計金額がWTO政府調達協定の基準額以上となる業務については7日（山形県の休日定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）以内、設計金額がWTO政府調達協定の基準額未満の業務については5日（県の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当者に対して選定しなかった理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 契約担当者は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、設計金額がWTO政府調達協定の基準額以上となる業務については10日以内、設計金額がWTO政府調達協定の基準額未満の業務については5日以内に、書面により回答するものとする。
- 4 第1項から第3項までに掲げる事項については、第5条の募集要領において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項の通知においても明らかにするものとする。

（最優秀者等の特定）

第8条 契約担当者は、提出された技術提案書について、第4条第1項第3号の最優秀者等を特定するための評価基準に基づき、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

- 2 契約担当者は、前項により特定した最優秀者等に対して、最優秀者等として特定した旨の通知を行うものとする。

（非特定理由の説明）

第9条 契約担当者は、技術提案書を提出した者のうち最優秀者等として特定しなかった者に対して、最優秀者として特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当者に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 契約担当者は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

- 4 第1項から第3項までに掲げる事項については、第5条の募集要領において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項については、第1項の通知においても明らかにするものとする。
- 5 第1項の通知は、第8条第2項の通知と同時に行うものとする。

（随意契約の相手方の決定等）

第10条 契約担当者は、次の各号に掲げる事項については、山形県県土整備部所管事業入札参加者選定等審査会の審査を経て決定するものとする。

- 一 プロポーザル方式によることの決定
- 二 参加資格の決定
- 三 随意契約の相手方の決定

（建築関係建設コンサルタント選定委員会の設置）

第11条 次の各号に掲げる事項を調査審議するため、建築関係建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

なお、その結果を契約担当者に報告するものとする。

- 一 技術提案書の提出者を選定するための評価基準（前条第1項第2号の参加資格を除く。）の決定
 - 二 最優秀者等を特定するための評価基準の決定
 - 三 技術提案書の提出を依頼する者の選定
 - 四 最優秀者等の特定
 - 五 その他プロポーザルを実施する上で必要な業務
- 2 選定委員会は、委員7名以内をもって組織する。
- 3 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。
- 4 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 5 委員長は、会務を総括し、委員長に事故あるとき、又は会議に出席できないときは、委員長からあらかじめ指名された者が、その職務を代理する。
- 6 委員に事故あるとき、又は会議に出席できない相当の理由があるときは、当該委員の指定した者がその職務を、代理することができる。

（苦情申立て）

第12条 設計金額がWTO政府調達協定の基準額以上となる業務については、この要領に基づく手続に関し、政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年6月県告示第681号）により、山形県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を、第5条第1項の募集要領において明らかにするものとする。

（事務局）

第13条 選定委員会の事務局は、県土整備部建築住宅課営繕室において行う。

（契約相手方の決定過程等に関する事項の公表）

第14条 契約相手方の決定過程等に関する事項の公表は、「山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領」（平成16年4月1日付け建企第28号・出総第23号通知）に基づき行う

ものとする。

（その他）

第15条 この要領の実施に関し定めのない事項については、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。